

船舶事故調査報告書

令和3年7月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年8月2日 12時55分ごろ
発生場所	神奈川県平塚市馬入橋付近（相模川） 平塚沖波浪観測塔灯から真方位031° 2.0海里付近 （概位 北緯35° 20.1′ 東経139° 22.1′）
事故の概要	水上オートバイAvantiは、遊走中、漂流中の水上オートバイLEGENDに衝突した。
事故調査の経過	令和2年8月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ LEGEND、0.1トン 250-60093 神奈川、個人所有 B 水上オートバイ Avanti、0.1トン 232-38155 埼玉、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、特殊小型
負傷者	A 軽傷 1人（同乗者） B なし
損傷	A 左舷船尾及び同中央部に擦過傷 B 船首部船底に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 川象：水面 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、後部座席に同乗者1人を乗せ、4人が搭乗したバナナボートをえい航する状態で漂流中、B船が衝突した。 同乗者は、B船と接触し、右膝挫創等を負った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、約10km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で航行中、前路約10mにA船を認めたものの、同船を避けることができずに衝突した。 船長Bは、本事故当時が特殊小型船舶操縦士免許（以下「操縦免許」という。）を取得してから初めての操船であったので、思うようにB船の操縦ができず、針路を変更することができなかった。 船長A、同乗者、バナナボート搭乗者及び船長Bは、救命胴衣を着用していた。 B船の同型船販売会社の担当者によると、B船は立ち上がって操縦する事を前提としたレース等に用いられるタイプの水上オートバイであり、操縦するにはテクニックを必要とし、10km/hの速力では初心者

	は進路変更が難しいとのことであった。
分析	<p>A船は、漂泊中、遊走中のB船が衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、航行中、操縦免許を取得して初めての操船にあっていた船長Bが、前路約10mに漂泊中のA船を認めて針路を変更しようとしたものの、同じ針路及び速力で航走したことから、A船を避けることができずに衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、操縦免許を取得して初めての操船であったことから、B船の操縦特性をよく理解していなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が漂泊中、B船が航行中、船長Bが、前路約10mにA船を認めて針路を変更しようとしたものの、同じ針路及び速力で航走したため、A船を避けることができずに衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、操縦免許取得後初めて水上オートバイを操縦する際、まずは周囲に他船がない水域で操縦して、操縦特性をよく理解すること。